

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県教育委員会委員長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第十号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

を

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。